

通番	質問	回答
1	どのような費用が対象となりますか。	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が補助の対象経費です。 経費の例としては、以下のとおりです。 ○賃金・報酬：感染防止対策を実施する者を新規に雇用した際の賃金等 ○謝金：感染拡大防止の勉強会を実施するための講師謝金等 ○会議費：感染拡大防止の勉強会のための会場費等 ○旅費：感染拡大防止のための医師派遣にかかる旅費等 ○需用費：消耗品（マスクや消毒用アルコール、個人防護具等の購入）費等 ○役員費：職員の感染に係る保険料等 ○委託料：施設内の清掃委託、洗濯委託、消毒委託、検査委託、感染性廃棄物処理委託、レイアウト変更のための委託費用等 ○使用料及び賃借料：寝具リース料、不動産賃借料等 ○備品購入費：HEPAフィルター付き空気清浄機の購入費等 ※例示であり、これに限られるものではありません。 ※工事費として計上するような大掛かりな（複数年度に跨るような）工事は対象外です。短期間で終了するような軽微な工事であれば、修繕料として需用費に計上してください。 ※設備を設置するに当たっての工事費については、対象経費の「備品購入費」や「使用料及び賃借料」に含まれます。
2	いつからいつまでに費用が対象になりますか。	実績報告を令和3年2月15日までにお願いしておりますので、原則令和3年2月15日までの支出分で申請等を行ってください。令和3年2月15日までに支出で補助上限額まで達しない場合はご相談ください。
3	令和2年度の途中で保険医療機関になった場合は申請できますか。また、その場合における補助対象経費はいつからいつまでのものが対象になりますか。	令和3年2月末日までに保険医療機関となった場合は対象となり、申請可能です。補助対象経費は保険医療機関となった後のもののみとなります。
4	月末に一括払いしており、個々の領収書が存在しないが、何を添付すればよいか。	一括払いした領収書とそれに対応する請求書（明細含む）を添付してください。また該当する物品等にマーカーするなど対象がわかるようにしてください。
5	同一建物内に医科診療所と歯科診療所があり、どちらもそれぞれ保険医療機関として届出がなされている場合は、それぞれの診療所において支援金の申請が可能と考えてよろしいでしょうか。	医科診療所と歯科診療所で申請可能です。
6	不動産賃借料について、医療法人と理事長個人との賃貸借となっている場合でも対象となるか。	対象となります。
7	リース費用は、令和3年3月末までの月割り費用が対象になりますか。それとも全リース期間が対象になりますか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの費用が対象となります。
8	コロナ対応で業務量が増えたため、職員（通常の医療を行う者）を令和2年4月1日以降、新たに雇用した場合の人員費は対象になりますか。	通常の医療を行う職員の新たな雇用は対象になりません。令和2年4月1日から令和3年3月31日の期間において、感染拡大防止対策に係る業務のため、新たな職員を雇用した場合（例：院内の消毒を行う清掃職員の新たな雇用、感染症危機管理を行う職員の新たな雇用等）、対象となります。 なお、従前から勤務している者の人件費やコロナ対応により発生した人件費（時間外手当、休日勤務手当、特殊勤務手当を含む）も対象となりません。
9	医療機器のリース料や不動産賃借料は何を添付すればよいか。	契約書および領収書の写しを提出してください。なお、口座振替にて支払いを行っている場合は、支払いがわかる通帳の写しを提出してください。
10	対象経費として例示されている検査委託については、すべての検査が対象となりますか。	直接診療報酬を請求できるものについては、対象外です。また、患者さんから負担いただいている検査についても除外してください。
11	医薬材料費について、どのようなものが対象となりますか。	直接診療報酬を請求できるものについては、対象外です。また、患者さんから負担いただいている医薬材料についても除外してください。
12	年度途中に病床数等に変更があった場合の基準額はどうなりますか。	原則として令和2年4月1日時点の許可病床数となりますが、施設類型や許可病床数に変更されている場合は、申請日時点を用いても差し支えありません。
13	概算額と確定額が異なった場合はどうなりますか。	概算で交付した補助金額が、交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。
14	昨年度発注し、納品および支払いが今年度になっているものは対象になるか。	令和2年度の取組みとして、令和2年3月以前に発注し、4月以降に納品、支払いされたものは対象となります。
15	対象経費について、交付申請時と実績報告時とで、対象経費の増減や、対象経費そのものが全く変わっていても支障ありませんか。	対象経費の総額（交付決定額）の範囲内であれば支障ありません。